

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名 |
|-------|-------------------|
| 11 | 国民健康保険関係事務に関する評価書 |

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

阪南市は、国民健康保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じ、もつて個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

大阪府阪南市長

公表日

令和4年3月25日

I 関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 | |
|---|--|
| ①事務の名称 | 国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務 |
| ②事務の概要 | 国民健康保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に基づき、特定個人情報を次の事務に利用している。 ①国民健康保険の資格及び給付に関する事務 ②国民健康保険の保険料賦課に関する事務 ③国民健康保険の徴収に関する事務 ④オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得事務(以下「オンライン資格確認の準備事務」という。) |
| ③システムの名称 | 国民健康保険システム、国保総合システム、医療保険者向け中間サーバー等 |
| 2. 特定個人情報ファイル名 | |
| 1. 国民健康保険資格ファイル 2. 国民健康保険給付ファイル 3. 国民健康保険保険料賦課ファイル 4. 国民健康保険収納滞納ファイル | |
| 3. 個人番号の利用 | |
| 法令上の根拠 | ・番号法第9条第1項 別表第一 第30項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令)第24条 ・国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項 |
| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 | |
| ①実施の有無 | [実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 |
| ②法令上の根拠 | 番号法第19条第8号及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 第3欄(情報提供者)が「医療保険者」の項(1, 2, 3, 4, 5, 17, 26, 27, 30, 33, 39, 42, 58, 62, 80, 87, 93, 106)及び第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「国民健康保険法」が含まれる項(46) (別表第二における情報照会の根拠) 第1欄(情報照会者)が「市町村長」等の項のうち、第2欄(事務)に「国民健康保険法」が含まれる項(42, 43, 44, 45) (オンライン資格確認の準備事務) 番号法附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等)及び国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項 |
| 5. 評価実施機関における担当部署 | |
| ①部署 | 健康福祉部 保険年金課 |
| ②所属長の役職名 | 課長 |
| 6. 他の評価実施機関 | |
| 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 | |
| 請求先 | 〒599-0292 大阪府阪南市尾崎町35-1 阪南市健康福祉部保険年金課 TEL 072-471-5678 |
| 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ | |
| 連絡先 | 〒599-0292 大阪府阪南市尾崎町35-1 阪南市健康福祉部保険年金課 TEL 072-471-5678 |

II しきい値判断項目

| 1. 対象人数 | |
|--|--|
| 評価対象の事務の対象人数は何人か | [1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上 |
| いつ時点の計数か | 令和1年6月1日 時点 |
| 2. 取扱者数 | |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か | [500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満 |
| いつ時点の計数か | 令和1年6月1日 時点 |
| 3. 重大事故 | |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | [発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし |

III しきい値判断結果

| しきい値判断結果 |
|-------------------|
| 基礎項目評価の実施が義務付けられる |

IV リスク対策

| 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類 | | | |
|--|--------------|----------|--|
| [基礎項目評価書] | | | <選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 |
| 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。 | | | |
| 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) | | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | | |
| <選択肢> | | | 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 3. 特定個人情報の使用 | | | |
| 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | | |
| <選択肢> | | | 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か | [十分である] | | |
| <選択肢> | | | 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 | | | [○] 委託しない |
| 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か | [十分である] | | |
| <選択肢> | | | 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) | | | [○] 提供・移転しない |
| 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か | [] | | |
| <選択肢> | | | 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 | | | [] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供) |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | | |
| <選択肢> | | | 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | | |
| <選択肢> | | | 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 7. 特定個人情報の保管・消去 | | | |
| 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か | [十分である] | | |
| <選択肢> | | | 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 8. 監査 | | | |
| 実施の有無 | [○] 自己点検 | [] 内部監査 | [] 外部監査 |
| 9. 従業者に対する教育・啓発 | | | |
| 従業者に対する教育・啓発 | [十分に行っている] | | |
| <選択肢> | | | 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない |

変更箇所

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----------|-------------|--|--|------|-----------|
| 令和2年9月25日 | I 1②事務の概要 | 国民健康保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に基づき、特定個人情報を次の事務に利用している。 ①国民健康保険の資格及び給付に関連する事務 ②国民健康保険の保険料賦課に関する事務 ③国民健康保険の徴収に関する事務 | 国民健康保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に基づき、特定個人情報を次の事務に利用している。 ①国民健康保険の資格及び給付に関連する事務 ②国民健康保険の保険料賦課に関する事務 ③国民健康保険の徴収に関する事務 ④オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得事務(以下「オンライン資格確認の準備事務」という。) | 事前 | |
| 令和2年9月25日 | I 1③システムの名称 | 国民健康保険システム、国保総合システム | 国民健康保険システム、国保総合システム、医療保険者向け中間サーバー等 | 事前 | |
| 令和2年9月25日 | I 3法令上の根拠 | ・番号法第9条第1項 別表第一 第30項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令)第24条 | ・番号法第9条第1項 別表第一 第30項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令)第24条 ・国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項 | 事前 | |
| 令和2年9月25日 | I 4②法令上の根拠 | 番号法第19条第7号及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠) 第3欄(情報提供者)が「医療保険者」の項(1, 2, 3, 4, 5, 17, 26, 27, 30, 33, 39, 42, 58, 62, 80, 87, 93, 106)及び第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「国民健康保険法」が含まれる項(46) (別表第二における情報照会の根拠) 第1欄(情報照会者)が「市町村長」等の項のうち、第2欄(事務)に「国民健康保険法」が含まれる項(42, 43, 44, 45) | 番号法第19条第7号及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠) 第3欄(情報提供者)が「医療保険者」の項(1, 2, 3, 4, 5, 17, 26, 27, 30, 33, 39, 42, 58, 62, 80, 87, 93, 106)及び第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「国民健康保険法」が含まれる項(46) (別表第二における情報照会の根拠) 第1欄(情報照会者)が「市町村長」等の項のうち、第2欄(事務)に「国民健康保険法」が含まれる項(42, 43, 44, 45) (オンライン資格確認の準備事務) 番号法附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等)及び国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項 | 事前 | |
| 令和4年3月25日 | I 4②法令上の根拠 | 番号法第19条第7号及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠) 第3欄(情報提供者)が「医療保険者」の項(1, 2, 3, 4, 5, 17, 26, 27, 30, 33, 39, 42, 58, 62, 80, 87, 93, 106)及び第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「国民健康保険法」が含まれる項(46) (別表第二における情報照会の根拠) 第1欄(情報照会者)が「市町村長」等の項のうち、第2欄(事務)に「国民健康保険法」が含まれる項(42, 43, 44, 45) (オンライン資格確認の準備事務) 番号法附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等)及び国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項 | 番号法第19条第8号及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠) 第3欄(情報提供者)が「医療保険者」の項(1, 2, 3, 4, 5, 17, 26, 27, 30, 33, 39, 42, 58, 62, 80, 87, 93, 106)及び第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「国民健康保険法」が含まれる項(46) (別表第二における情報照会の根拠) 第1欄(情報照会者)が「市町村長」等の項のうち、第2欄(事務)に「国民健康保険法」が含まれる項(42, 43, 44, 45) (オンライン資格確認の準備事務) 番号法附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等)及び国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項 | 事前 | |